

2019年9月25日
商工中金

「令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口」の 開設店舗の追加について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和元年台風第15号による災害の発生を受け、2019年9月12日から「令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口」を千葉県内の全営業店で開設してまいりましたが、今般の被害の状況を踏まえ、9月24日(火)、東京都内の全営業店を追加し、相談受付体制を強化いたします。

引き続き被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

【特別相談窓口開設店舗】

営業店名	住 所	電話番号
千葉支店	千葉県千葉市中央区新町3-13	043-248-2345
松戸支店	千葉県松戸市松戸1846-2	047-365-4111
本店営業部	東京都中央区八重洲2-10-17	03-3272-6111
八王子支店	東京都八王子市横山町2-5	042-646-3131
上野支店	東京都台東区上野1-10-12	03-3834-0111
大森支店	東京都大田区大森北1-1-10	03-3763-1251
京浜島出張所	東京都大田区京浜島2-10-2	03-3799-0331
押上支店	東京都墨田区業平3-10-8	03-3624-1161
浦安出張所	千葉県浦安市鉄鋼通り2-1-6	047-355-8011
新宿支店	東京都新宿区西新宿1-22-2	03-3340-1551
深川支店	東京都江東区木場5-11-17	03-3642-7131
東京支店	東京都港区芝大門2-12-18	03-3437-1231
池袋支店	東京都豊島区南池袋1-21-10	03-3988-6311
渋谷支店	東京都渋谷区渋谷2-17-5	03-3486-6511
神田支店	東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12	03-3254-6811
新木場支店	東京都江東区新木場1-18-6	03-5569-1711

※なお商工中金は、このたびの被害状況を踏まえ、本特別相談窓口とは別に、2019年9月12日付で神奈川県内の全営業店に「令和元年台風第15号に係る災害に関する相談窓口」を開設しております。

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



資金使途	令和元年台風第15号による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年 (据置期間3年) 以内 (2) 運転資金10年 (据置期間3年) 以内
貸出利率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。